

一般廃棄物処理基本計画

ごみを「処理」する時代から「利用」する社会の構築

「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」

令和 4 年 4 月

鹿児島県大崎町

目 次

はじめに	1
------	---

計画策定にあたって	2
-----------	---

- 1 計画策定の目的
- 2 基本計画の位置づけ
- 3 目標年度
- 4 計画期間
- 5 計画区域

第1章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念	3
----------	---

第2節 基本方針	3
----------	---

第3節 ごみ排出量の予測と減量目標	5
-------------------	---

第4節 ゴミゼロエミッション社会を目指して	6
-----------------------	---

第5節 ごみの減量化・資源化の推進	8
-------------------	---

第6節 施設整備	13
----------	----

第7節 その他	14
---------	----

資 料

はじめに

本町は、鹿児島県の東南部に位置し、総面積 100.64 k m²を有しており、志布志湾に面する 7 k mの海岸は、文字どおり白砂青松で知られる景勝地であり、日南海岸国定公園に指定されています。

人口及び世帯数については、令和 4 年 3 月末現在、総人口 1 2, 3 3 1 人で世帯数 6, 5 4 9 世帯となっています。

近年、全国において少子高齢化が進みつつあり、本町でも人口が減少傾向にある一方で、世帯数については核家族化が進み増加傾向にあります。

本町は、「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」をめざすべき将来像に掲げ、町総合計画で様々な施策を計画的に展開し、環境に優しい安全で住みよいまちづくりに取り組んでいます。

このような中で、廃棄物行政は、ごみの排出抑制、再利用、資源化や環境に配慮した適正なごみ処理、河川や海の快適な水環境を保全するための生活排水対策など、全力で取り組まなければならない町政の重要課題の一つとなっています。

現在、生活が豊かになるにつれ、廃棄物の排出量が増大し、最終処分場の残余容量のひっ迫、有害物質の発生、環境汚染のおそれの高まり、不法投棄の増大など様々な深刻な社会問題が生じています。

そこで、国においては、大量生産・大量消費の時代からの転換を目指して、「循環型社会形成推進基本法」が制定されまして、資源循環型社会の構築が図られることになりました。

本町は、このような国の動向や地域社会の特性を踏まえながら、資源循環型地域社会構築を最も重要な課題として据え、町・事業者・町民が一体となって一般廃棄物の排出抑制や資源化等に取り組むため、この度「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画の推進にあたりましては、曾於南部厚生事務組合を構成する大崎町・志布志市と町民の皆様をはじめとする各関係機関の方々とともに取り組んでいかなければならないと考えております。

計画策定に当たって

1 計画策定の目的

今日、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化している中で、一般廃棄物の排出抑制や減量化・資源化に重点を置き、本町の現状を踏まえた総合的・長期的な視点に立った施策を計画的・効率的に推進するため、令和4年度を初年度とする一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、一般廃棄物の発生から処分までの基本方針を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と別添「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、基本計画の内容は「大崎町分別収集計画」と「大崎町総合計画」及び「大崎町過疎地域自立促進計画」との整合性を図るものとします。

3 目標年度

ごみ処理基本計画の目標年度は、令和13年度とし、中間目標年度を令和8年度とします。

4 計画期間

基本計画の計画期間は、令和4年度から13年度までの10年間とします。

なお、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

5 計画区域

計画区域は、原則として大崎町全域を対象にします。

但し、資源ごみは曾於地区2市1町及び宮崎県日南市並びに串間市、一般・粗大ごみについては大崎町と志布志市が、処理施設の対象とします。

第1章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

近年、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模で広がる環境問題が大きな

社会問題となっています。

こうした環境問題を解決していくには、今までのライフスタイルや社会経済活動を見直し、一般廃棄物の排出抑制や減量化・資源化に重点を置いた4Rの推進に積極的に取り組み、環境保全に努めていきます。

- 1) リフューズ (Refuse) / 断る。ごみになる物を買わない。
- 2) リデュース (Reduce) / 減らす。資源の無駄遣いを減らす。
- 3) リユース (Reuse) / 再利用。繰り返し使う。
- 4) リサイクル (Recycle) / 再資源化。不要品を再生利用する。

今後、これらのことを実現するため、町・事業者・町民がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、多様化する環境問題への対応に「行政への住民参加」で環境保全に配慮した資源循環型社会の構築に取り組んでいかなければなりません。

以上のことを踏まえ、本町では【ごみを「処理」する時代から「利用」する社会の構築】を基本理念と定め、事業者や町民と一体となって次のことを進めます。

第2節 基本方針

1 埋めないごみ処理とリサイクルの推進

ごみの分別収集による埋立ごみの減量化、資源としての再利用など廃棄物の循環型社会への転換を促進します。

2 焼かないごみ処理

地球温暖化やダイオキシン対策のため、焼かないごみ処理を基本に、ごみの不法焼却の監視・指導等をはじめ、脱焼却・リサイクル・環境汚染ゼロのごみ処理体系を推進します。

3 関係市町及び関係機関との連携

圏域の市町が連携して、ごみ処理関連施設の共同整備、共同利用など広域的に処理する体制の一層の推進を図るとともに、大崎町、志布志市、曾於南部厚生事務組合及びそおりサイクルセンターが連携し、一般廃棄物の減量化・再資源化に取り組みます。

4 清掃センター（最終処分場）の利用

清掃センターは、使用期限の延命化に努めるとともに、ごみの再資源化のためのストックヤード機能に重点を置く施設とし、そのための施設整備を図ります。

5 環境学習

資源循環型社会の構築の基盤となるリサイクル施設・エコステーション等の施設を計画的に整備し、環境学習・研修の場として活用します。

また、小・中学校の学校給食の牛乳パックの再資源化に努めるとともに、環境学習の実施や情報の提供に努めます。

6 指定管理者制度の導入

一般廃棄物の減量化・再資源化には、曾於南部厚生事務組合が時代に即した対応を図る必要があります。今後、一般廃棄物（ごみ・し尿）に対して十分な対応と経費節減を図るために、清掃センター・衛生センターの指定管理者制度の導入を検討します。

7 大崎町衛生自治会との協働

町は衛生自治会と協働し、確実なごみ出しと町内の環境保全に努めます。

大崎町衛生自治会は、単位衛生自治会によって組織されています。各単位衛生自治会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という姿勢をベースに各ごみステーションの管理を行います。

町内に居住する人は、それぞれの単位衛生自治会に加入してごみを排出します。

第3節 ごみ排出量の予測と減量目標

本町の人口は、少子高齢化等により減少傾向にあり、これに伴いごみ排出量も年々減少するものと推測されます。

平成10年9月から缶・ビン・ペットボトルの3品目分別収集を開始し、ごみの分別収集を開始し資源化の取り組みがなされています。町の令和元年度ごみの排出量（埋め立て量）は689トンで、平成11年度に比ばまして約3,074トン、割合にして約8割を減少することができました。

一方、資源ごみは、平成11年度に168トンだったものが、令和元年度に3,937トンとなっています。

今後も処分場の延命化を図り長期に渡り活用するために、行政・事業者・住民の三者が一体となって、ごみの排出抑制に積極的に取り組み、再利用、資源化をさらに推進し、環境保全に配慮した資源循環型社会の構築を目指します。

なお、ごみ処理基本計画の減量目標は、今後の技術開発や国の新たな減量化施策など社会情勢の変化に応じて見直していきます。また、最終処分場は曾於南部厚生事務組合清掃センターが管理しており、処分場の延命年数や使用期限については町独自で長期計画を立てることは難しいので、組合を構成する大崎町・志布志市と協力して、一体的な「一般廃棄物処理基本計画」を曾於南部厚生事務組合（清掃センター・衛生センター）も作成する必要があります。

年 排 出 量

単位：トン

年 度	11	21	令和元	令和4(見込)
最終処分量（埋め立て）	3,763	717	689	659
資源ごみ量（中間処理）	168	3,544	3,937	3,768
計	3,931	4,261	4,626	4,427

第4節 ゴミゼロエミッション社会を目指して

1 町・事業所・町民の基本的な責務と役割

(1) 現状と課題

近年、一般廃棄物は増加傾向にありましたが、平成12年度からの資源ごみの分別収集が始まり、最終処分場の使用期限の延命が図られています。

資源ごみの分別収集が定着し、資源リサイクル率が向上する一方で、未だ一部で分別が徹底されず、埋め立てごみとして排出されているケースが見られることから、最終処分場への資源ごみの搬入をさせないために、啓発と指導体制等を図る必要があります。

また、ごみの不法投棄・ポイ捨て・散乱ごみ対策に何らかの対策を早急に図る必要があります。

(2) 基本的方向

生産、流通、消費、処分までの段階において、町・事業者・町民がそれぞれの責務と役割を果たし、一体となつてごみの排出抑制や資源化・再生利用等に取り組みます。

ア 町の基本的な責務と役割

- ① 増加するごみと多様化するごみ質に適切に対応するため、安全かつ効率的に資源化する分別収集と運搬体制の整備に努めます。
- ② ごみ量、ごみ質や公害防止基準などに適合した処理施設、中間処理施設、資源化施設（生ごみ・し尿汚泥等リサイクル）、清掃センターの資源化設備等を整備し、ごみを迅速かつ衛生的に処理また再利用します。
- ③ 事業者や町民に対し、環境学習の開催や、ごみの排出抑制・資源化等に関する意識の普及啓発を行うとともに、その自主的な活動の支援に努めます。
- ④ 再生品を使用するなど資源の有効利用を推進します。
- ⑤ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集の拡大及び分別指導体制の充実と収集場の整備等を衛生自治会と連携して図ります。
- ⑥ 指定ごみ袋制を堅持しながら、事業系資源ごみの有料化と、事業系一般ごみ料金改正等を、ごみの資源化・減量化のため調査検討します。
- ⑦ 家電リサイクル法等の施行により、不法投棄に対応するため各種団体及び町民への指導体制の充実と関係機関との協力体制を図ります。
- ⑧ ポイ捨てごみ対策として、ボランティア活動の高まりを図ります。

イ 事業者の基本的な責務と役割

- ① 使い捨て製品の製造・販売の自粛、過剰包装の自粛、リターナブル容器の使用など、製品の開発・製造・流通の各段階において、ごみの排出抑制に努めるもの

とします。

- ② 町が策定する計画に協力し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・資源化に取り組むとともに、再生品を使用するなど資源の有効利用に努めるものとします。
- ③ 事業活動に伴い発生したごみは、自らの責任において適性に処理するものとします。
- ④ 野菜・食品残渣が発生するスーパーや飲食業等については、自ら生ごみ処理機等を利用し飼料化・肥料化を行い、ごみの排出抑制に努めます。
- ⑤ 製品がごみになった場合、適正に処理できるように製品の開発に努めるものとします。
- ⑥ 事業系指定袋を必ず利用します。
- ⑦ 事業系ごみの有料化に協力します。
- ⑧ ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動を進めます。

ウ 町民の基本的な責務と役割

- ① 使い捨て製品の使用の自粛、簡易包装・ノー包装への協力、リターナブル容器の使用、製品の長期間使用など、ごみの排出抑制に努めるものとします。
- ② 町が策定する計画に協力し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・資源化に取り組むとともに、地域の清潔保持に努めるものとします。
- ③ 生ごみの自家処理で、排出抑制に協力します。
- ④ 再生品を使用するなど、資源の有効利用に努めるものとします。
- ⑤ 収集場では、共同分別収集に参加し、協力員の分別指導や収集場のルールを厳守して収集に協力します。
- ⑥ 家庭系指定袋を必ず使用します。
- ⑦ 決められた収集場・収集日・時間にごみ出しします。
- ⑧ 全世帯の衛生自治会加入と収集場毎に登録をします。
- ⑨ ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動を進めます。
- ⑩ 不法投棄・散乱ごみ・ポイ捨てに対し、違反追放と防止対策に協力します。
- ⑪ ごみ処理等に対する理解を深めるため、環境学習などの研修会に参加する。
- ⑫ 「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に「ごみを焼かない・埋めない」町のごみの資源化・減量化に協力しリサイクル推進に努めます。

第5節 ごみの減量化・資源化の推進

1 家庭ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみ、生ごみ、粗大ごみ及び一般ごみに分別して各ごみステーションに搬出し

ますが、粗大ごみ及び一般ごみについては、清掃センターへの直接搬入も許可されています。

町民の分別収集への協力もあり大幅な埋立ごみの減量化、再資源化が進んでいますが、一般ごみに資源ごみが混入するなど分別不良が見受けられます。

(2) 基本的方向

町衛生自治会と協力し、確実なごみ出しの徹底を図るとともに、ごみの減量化・再資源化を推進するため、環境教育の実施など意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

ア 町民が的確な分別搬出を行なえるように、広報誌等による情報提供に努めます。

イ 町民の環境問題に対する意識を高めるために、環境学習会・研修会を積極的に開催します。

ウ 「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、分別可能な品目の検討を行います。

2 事業所ごみ対策

(1) 現状と課題

事業所から排出される埋立てごみは、事業所自ら運搬するか、許可業者が収集運搬するかのいずれかにより、曾於南部厚生事務組合の清掃センター（最終処分場）へ搬入されています。

資源ごみは、許可業者が収集運搬し、そおりサイクルセンターと山崎紙源センターに搬入し中間処理され再生事業者へ排出しています。

事業所ごみの清掃センター搬入量は、資源ごみの混入など分別不良により増加傾向にあり、資源ごみの搬入量は思うように収集されていないので、分別収集の徹底が必要です。

(2) 基本的方向

排出責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図り、事業者は必ず許可業者に収集運搬を依頼するよう指導します。

また、ごみの減量化・資源化を推進するため、事業所の体制づくりや従業員への環境教育の実施など、意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

ア 事業者は、分別を徹底して排出するなど、減量化・資源化に取り組むものとします。

イ 町は、事業所におけるごみの減量化・資源化や再生品の使用などを促進するため、指導を強化するとともに普及啓発や説明会を行います。

ウ 町は、事業所ごみの清掃センターへの搬入状況等を考慮しながら、分別収集の研修等を実施します。

- エ 事業活動で発生した食品残渣等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化する取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは分別排出を徹底します。
- オ 清掃センターが引き取らない事業活動で発生したごみは、自らの責任において適性に処理するよう指導します。
- カ ダイオキシン発生基準に適合しない違法な焼却炉の使用禁止を徹底します。
- キ ごみの有料化で、減量化を推進します。

3 資源ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみは、平成25年4月から小型家電を追加し、現在25品目の分別を行っています。

- | | | |
|---------|----------------|----------------|
| ①空き缶 | ②生きビン | ③茶色ビン |
| ④無色透明ビン | ⑤その他色ビン | ⑥ペットボトル |
| ⑦ダンボール | ⑧新聞・チラシ | ⑨雑誌・雑古紙 |
| ⑩コピー紙 | ⑪シュレッダー紙 | ⑫紙パック |
| ⑬紙箱包装紙 | ⑭その他紙製容器・包装紙・袋 | |
| ⑮蛍光灯類 | ⑯乾電池等 | ⑰古着布類 |
| ⑱廃食油 | ⑲プラスチック類 | ⑳スプレー缶・カセットボンベ |
| ㉑小型家電 | ㉒雑金属 | ㉓わりばし |
| ㉔陶器類 | ㉕生ごみ | |

各单位衛生自治会の資源ごみステーションで、共同分別収集が行われ、町民に共同分別作業への協力を呼びかけ、管理と分別の徹底が図られています。

事業所についても、家庭と同様の分別を指導していますが、清掃センターへの違反ごみの搬入が見受けられます。

(2) 基本的方向

徹底した分別収集を実施するとともに、再資源化を推進します。

(3) 施策の概要

- ア 町は、ごみの資源化と減量化のために、分別収集を継続して行います。
- イ 町は、各单位衛生自治会の収集場で共同分別収集を効率的に出来るように収集場の体制と運搬体制の充実を図る。
- ウ 事業者や町民は分別を徹底して排出し、分別収集に協力するとともに、可能な限り資源化に努めるものとします。
- エ 町・事業者・町民はリサイクル品の使用など、グリーン購入法に協力し可能な限り再生品の使用に努めます。
- オ 町は、事業所・町民・各種団体に対し分別チラシの配布と環境意識の向上につながる説明会・研修会に積極的な参加を呼びかけます。

- カ 町は、共同分別収集を支援し、収集回収の回数追加等を行い資源ごみの回収量の増加を図ります。
- キ 町は、事業所の許可業者収集運搬分について、一部有料化に向けた取り組みと、分別の徹底を図るよう事業所・収集運搬業の指導を行う。
- ク 町は、粗大ごみのリサイクル（資源化）を積極的に推進します。
- ケ 容器包装以外のすべてのプラスチック類も資源化を図ります。

4 生ごみ対策

(1) 現状と課題

平成14年度から生ごみの分別収集を開始しました。

生ごみ収集は、バケツによる回収を行っていますが、プラスチック等の異物の混入や不十分な水きりが一部であります。生ごみは、草木と混ぜて堆肥化を行っていますが、今後、更なる高度化利活用を図るため、飼料化について検討する必要があります。

(2) 基本的方向

「生ごみは、清掃センターに埋めない」を基本に、生ごみは、先ず第1に自家処理に取り組むものとし、それができない場合は、分別して排出し、草木と混ぜて堆肥化を行い、各種政策とリンクし循環型社会形成を図っていきます。

(3) 施策の概要

- ア 町は、資源循環型社会の構築のため家庭・事業所が積極的に生ごみの減量化・資源化に取り組むよう指導します。
- イ 町は、家庭・事業所における生ごみの減量化・資源化を支援し、必要な情報を提供し、生ごみの自家処理対策に取り組めます。
- ウ 生ごみを利用したバイオマスについても検討を行っていきます。
- エ 生ごみ堆肥化は、本町野方の大崎有機工場を利用し、基本計画に基づいた処理をすべて対応できるよう取り組みます。
- オ 生ごみから製造された堆肥「おかえり環ちゃん」を利用した、「菜の花エコプロジェクト」や更なる循環型社会の形成を図っていきます。
- カ 更なる高度化利活用を図るため、「飼料化」を研究します。

5 粗大ごみ対策

(1) 現状と課題

家電リサイクル法やパソコンリサイクル法の施行により、法対象機器の回収と清掃センターへの持ち込みが出来なくなり、家電品の搬入量が大幅に減少していますが、これらの不法投棄は、増えている状況にあります。

現在、自転車・ふとん類・家具類・家電品（4品目、パソコン機器以外）・鉄くず

類が、粗大ごみのほとんどを占めていますが、粗大ごみの中には、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものや金属類などの資源物が排出されています。

また、確実に粗大ごみを回収するために戸別回収を実施しています。

(2) 基本的方向

金属類など資源物を可能な限り回収し有効利用するために、積極的なリユース・リサイクル体制の確立を図ります。

資源化は、清掃センター及びそおりサイクルセンターで分解や破碎を行い、埋立ごみの減量化を図ります。

粗大ごみのうち、木くず、紙及びプラスチックを原料とした固形燃料化R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel の略) を実施します。

(3) 施策の概要

ア 町は、粗大ごみの埋立量を減量化し、清掃センターの延命化を図るとともに、金属類などの資源物を回収するため、分解、破碎、選別機の整備を進めます。

イ 町は、粗大ごみのうち、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものの活用を促すとともに、物を大事に長く使用する意識の啓発に努めます。

6 リサイクル・リユース

(1) 現状と課題

リサイクルバザーやフリーマーケット、リサイクルショップを利用する人が年々増えてきていますが、まだ修理すれば使えるもの、再利用できるもの、各家庭で使われていない贈答品などがごみに出されています。

(2) 基本的方向

ものを大事に長く使用し、不要品を再利用するという町民意識の啓発・向上を図るため、町民団体が地域で開催するリサイクルバザーなどのリサイクル活動を育成し、継続的な活動が出来るよう支援します。

不要品を再利用するために、町民が気軽に利用でき、リサイクル活動や啓発の拠点となる施設を整備します。

(3) 施策の概要

ア 町は、町民一人ひとりが、リサイクルの主役だという視点に立って、不要品の再利用など生活の身近なところから行動を始めるよう、積極的に働きかけていきます。

イ 町は、啓発機能を整備するなど、再利用や再生の方法などの情報提供に努めます。

ウ 町は、不要品の交換が気軽に出来るリサイクル工房の設置に向けて、調査研究

をします。

エ 町は、地域住民やボランティア団体等が開催するリサイクルバザーやフリーマーケットなどを支援します。

オ 町は、不要品の再利用を推進するため、事業者に対し、不要品の修理や下取り体制の構築を要請するとともに、町民に対しリサイクルショップや修理専門店などの情報を提供します。

第6節 施設整備

1 現状と課題

一般ごみ，粗大ごみの一部は，曾於南部厚生事務組合の清掃センターに埋立処分し，資源ごみは，そおりサイクルセンターで中間処理をしています。

分別収集により資源化・減量化が図られ施設の延命化が図られましたが，使用期限が延命できても永久に使用できませんので，最大限の資源化等を行い最小限度の施設の整備計画を検討する必要があります。

2 基本的方向

今後も，資源化できないごみを埋立て処理するため，資源の有効利用と埋立て処分場の延命化を図るには，粗大ごみも資源化する，破碎・分別・選別の施設を検討していきます。

そこで，将来に資源化できない埋立てごみ量を最終的に判断し，減容化する施設の種類と規模等の整備検討を行い，将来においても現施設を使用できるよう努めます。

また，町内全域の生ごみ，衛生センター及び下水道クリーンセンター汚泥の堆肥化を行い，循環型社会形成を行っていきます。これらの施設は，公害防止対策に万全を期した安全で衛生的なものにするとともに，周辺環境との調和を図るものとします。

さらに，一般廃棄物については，有料化も含めた検討を行い，町民が排出するすべてのごみについて受け取る体制を整備することが必要です。一方，不法投棄対策についても随時取り組む必要があります。

3 施策の概要

(1) 曾於南部厚生事務組合清掃センター（最終処分場）

ア 資源化できないごみの全量を埋立処分します。

イ 町は，関係機関と協議し，埋立処分場の機能よりも中間処理施設または，一時的なストックヤードに重点を置いた利用方法に転換していきます。

ウ ごみの分別指導等の啓発と協力依頼に積極的に取り組みます。

エ 資源の有効利用を推進するため，粗大ごみを資源化します。

オ 資源ごみ混入の持ち込みについて，清掃センターにストックヤードを設けて自ら分別できるよう対応します。

(2) 曾於南部厚生事務組合衛生センター（し尿処理場）

ア 施設の老朽化に対し必要な維持整備を行い，使用期限の延命に努めます。

イ 乾燥汚泥の適正処理及び汚泥の堆肥化を推進します。

(3) そおりサイクルセンター（資源ごみ中間処理・保管施設）

ア 資源ごみの中間処理・保管施設として，選別・圧縮・保管等を行います。

イ 資源循環型社会の構築のため積極的に取り組みます。

- ウ 容器包装リサイクル法以外のごみの資源化にも積極的に取り組みます。
- エ 資源ごみ・一般ごみ以外の一般廃棄物（町が収集しないごみ）についても有料で受け入れ処分できるよう検討します。
- オ 廃食油の資源循環整備に取り組みます。
- カ 不要品の展示や環境学習会などの研修会を実施します。

第7節 その他

1 ボランティアごみの排出

町内では、多くの方がボランティアでごみ拾いを行っています。拾ったごみの処理については、分別できるものは分別を行います。

- (1) 空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。
- (2) ペットボトルは、資源ごみとして排出します。
- (3) 空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。
- (4) それ以外のごみは一般ごみで排出します。
- (5) 指定ごみ袋には「ボランティア○○○○」と氏名を記入します。

2 収集運搬体制について

ごみの収集運搬体制については、家庭系ごみは委託業務、事業所系ごみについては許可業者による現在の体制で十分確保されており、また将来人口減少も予測されることから一般廃棄物収集運搬業の許可については現在の収集運搬体制内で維持していきます。